

## 帯広カントリークラブ定款

### 第1章 総則

第1条 クラブは、帯広カントリークラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

第2条 本クラブは株式会社帯広ゴルフ場（以下「会社」という。）の施設を、会社の定める利用約款に基づき利用し、その施設利用の主体を担う会員組織である。会員は、自治の精神に基づき、クラブの歴史と伝統を自覚し、ゴルフを通じて会員相互の友誼を深め、地域社会の親善と発展に尽くすことを目的とする。

### 第2章 会員

第3条 クラブの会員は、名誉会員と正会員の2種類とする。別に、通年会員等の準会員制度を持つことができる。準会員制度その他についての必要な事項は、理事長が別に細則で定める。

第4条 正会員の定数は、理事会において定める。

第5条 会員は、年会費を支払うものとする。また、年会費の他にクラブの臨時の経費の必要が生じた場合は、理事会の承認を経て、会員にその負担を求めることができる。

第6条 クラブの正会員になろうとする者は、会社の発行する本人名義の株式又は会員券を所有し、理事1人及び正会員1人の紹介を得て、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 正会員の退会は次の事由によるものとし、退会届を理事長に届け出るものとする。ただし、除名による退会は理事長から文書で通知するものとする。

- (1) 希望による退会
- (2) 会員資格の譲渡による退会
- (3) 死亡または当該法人の解散による退会
- (4) 除名

第8条 会員が次の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て、理事長はその会員資格を停止し、または除名することができる。

- (1) 年会費の滞納
- (2) 定款その他の規則に違反したとき
- (3) クラブの名誉を著しく傷つけ、また会員として不適当な行為があったとき

### 第3章 役員

第9条 クラブに次の役員（以下「役員」という。）を置く。

- 1 理事40人以内
- 2 監事3人以内

第10条 役員は株主総会において正会員の中から選任する。任期は2年とし、最後の会計年度にかかる通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。なお、任期満了後も後任が就任するまで、その職務を行なうものとする。

第11条 役員は名誉職とする。なお、職務に要した実費は請求することができる。

第12条 理事の中から理事長、副理事長、キャプテン、常務理事若干人を互選により選出する。理事長はクラブを代表して、クラブ運営を統轄し、理事会の議長となる。

第13条 監事は決定事項の執行並びに会計を監査し、これを株主総会に報告する。

第14条 理事は理事会を組織し、クラブに関する重要事項を審議し運営にあたる。

第15条 理事会は理事過半数の出席により成立する。なお、理事欠席の場合は、出席理事への委任状により票決する事ができる。

第16条 理事会の決議は出席理事（委任状によるものを含む。）の過半数以上で決する。可否同数の場合は議長が決する。

第17条 役員に欠員が生じた場合でも、理事16人及び監事2人以上の現任者が在職しているときは、補欠選挙を行わないことができる。なお、必要があり補欠選挙により選ばれた役員の任期は、前任者の在任期間とする。

第18条 役員は、株主総会の決議を得て、解任する事ができる。

#### 第4章 会計

第19条 クラブの会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、年会費の発生基準日は1月1日付の会員名簿でおこなう。

第20条 クラブの経費を賄う年会費、寄付金その他の収入は、全て会社の経理を経て、理事会で編成された予算計画に基づき支出されなければならない。

第21条 クラブの予算決算は、株主総会の承認を得なければならない。

第22条 事業報告、事業計画、予算決算等の重要な書類は、10年間保存しなければならない。

#### 第5章 雑則

第23条 定款の改正は、株主総会で承認を得なければならない。

第24条 クラブの解散は、株主総会で承認を得なければならない。

第25条 この定款の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に細則で定める。

#### 付 則

この定款は、昭和38年9月1日から施行する。

#### 付 則

この定款は、昭和52年3月から施行する。

#### 付 則

この定款は、昭和56年4月から施行する。

#### 付 則

この定款は、昭和62年2月から施行する。

#### 付 則

この定款は、平成3年2月28日から施行する。

#### 付 則

この定款は、平成15年3月18日から施行する。

#### 付 則

この定款は、平成22年3月11日から施行する。

#### 付 則

この定款は、令和3年2月25日から施行する